

千葉県野田市DV・虐待事件緊急院内集会 資料

- ・児童虐待の背景には、多くの場合 DV があります
- ・精神的な暴力も DV です。保護命令の対象に拡大し、被害者を「確実」に支援すべきです。
- ・「しつけという名の暴力」を、禁止する法律を！

宛先省庁	質問
警察庁	児童虐待の案件で逮捕を実施する場合の基準や DV の場合の対応は？
文部科学省	DV が背景にある児童虐待の場合、加害親に対する対応方法のルールは？
厚生労働省	児童虐待の背後に DV があるかどうかの確認がルール化されているか？
内閣府	児童虐待と DV の関連について相談員等の研修で取り上げているか？
法務省	DV 法の保護命令を精神的 DV を対象に、子ども独自の保護命令に拡充できないか？

■日時：2019年2月14日（木）18時30分～20時

■会場：衆議院第2議員会館 第1会議室

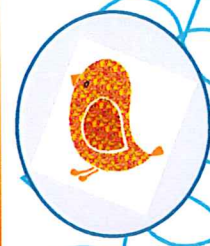
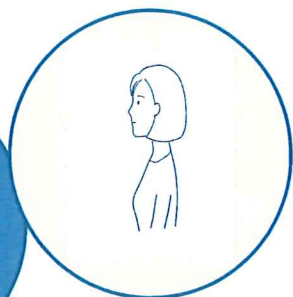
主催 「女性や子どもへの暴力を許さない法律を作る」院内集会連続開催実行委員会

連絡先：stop.sv@gmail.com

※当日の進行を妨げる言動があった場合には、ご退場をお願いすることがあります

院内集会2019・2・14

DV家庭における児童虐待の実態



NPO法人 女性ネットさやさや
Saya-Saya

目次

- 野田事件における児童虐待死とDV
- 救えたはずの生命と救えた生命
- DVの理解
 - ・ DVとは？
 - ・ 暴力の種類・サイクル
- DVの影響
 - ・ 心への影響
 - ・ 脳機能への影響
- DVから離れた後の自立支援
- DV支援のスタンダード「イスタンブール条約」
- 今後の提案
 - ・ 教育は
 - ・ 警察は
 - ・ 司法は
 - ・ 支援機関は

NPO法人 女性ネットさやさや
Saya-Saya



野田事件における児童虐待死とDV ～現場からの疑問～

- 何故、糸満市の関係機関は、背後にあるDVに介入できなかったのか？
- 何故、子どもが命懸けで書いた、アンケートが「加害者」の手にわたったのか？
- 何故、柏児相は、一時保護を解いてしまったのか？
- 何故、柏児相はDVとわかっていて介入、避難ではなく家に戻したのか？
- 何故、DV被害者である母親が、逮捕されたのか？
- 何故、マスコミは、被害者である母親を子どもを守れなかった酷い母親と批判するのか？
- 何故、社会は、加害者である父親より、母親を非難するのか？
- DVの本質がいまだに、関係機関にさえ理解されないのは何故か？

子どもの生命を奪ったのは、「私たち社会」であり、問われるべきは国の支援の在り方である。



救えたはずの生命と救えた生命の違い

- 多くの虐待死の背後には、DVがある。
多くのDVの背後に児童虐待がある。

「おかげさまで、今、生きています！あの時が無かったら死んでました」
あの時、小学校一年生の女兒が、中学生になって、母親と挨拶に来た。地方でのシェルターシンポジウムの時。母親が相談に来たのは、8年前。一度離婚したのに、元夫が入り込んできて、再度暴力の環境に。警察に相談したが、取り合ってもらえなかった。かなり危険なので、民間のシェルターを通じて、広域で避難。初めての相談で、すぐに敏速に動けた結果だった。

支援につながれると、つながれないとの違い。

公的な相談機関で、「身体的暴力がないからDVではないといわれた」と。精神的暴力もDVだとその時わかっていたら・・・と話していた母親。
子どもを守れなかったことで、罪悪感に苦しんでいた。苦しむべきはDV加害者だけで十分なのに・・・。



DV(ドメスティック・バイオレンス)の理解

- 何故、わかりにくいのだろうか？

この事件をTVを見ていた、当事者の子どもの言葉
「家の中のことだから、だれもわかってくれないよね。見えないから」

- 親密な関係だけでおこる「支配と被支配の関係」は、わかりにくい。
- 加害者の言葉を信じる社会(加害者養護の社会)

コントロールする方は、正常に見え(加害者)
コントロールされている方は、ダメな人に見える(被害者)

→どちらが、加害者か？アメリカDVコートの裁判官の話
誰の言葉を信じるか？→被害者の言葉を信じ、その視点に立つ。



「親密な関係」だけにおこるDV

DVの家族は、外では
いい家族に見えることが多い

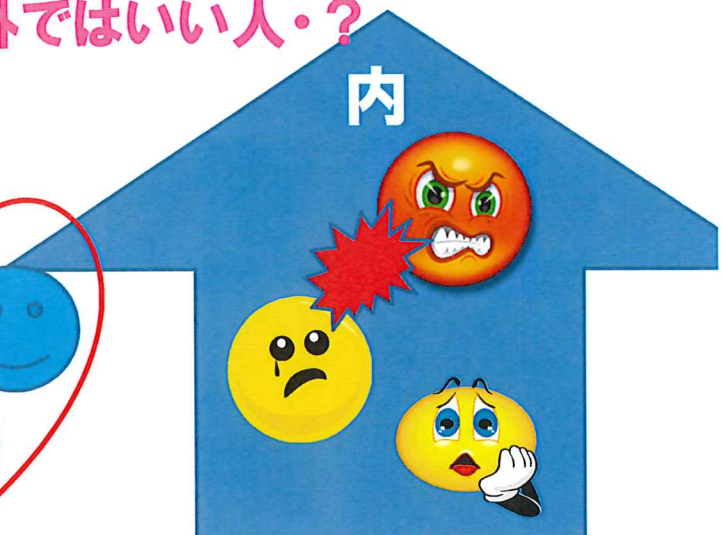
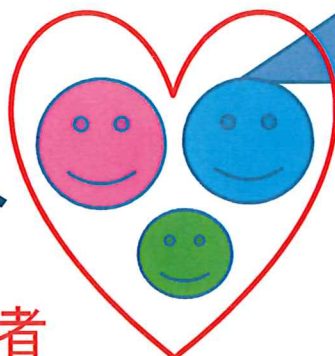
加害者である夫も、外ではいい人・？

でも、家の中では？



外

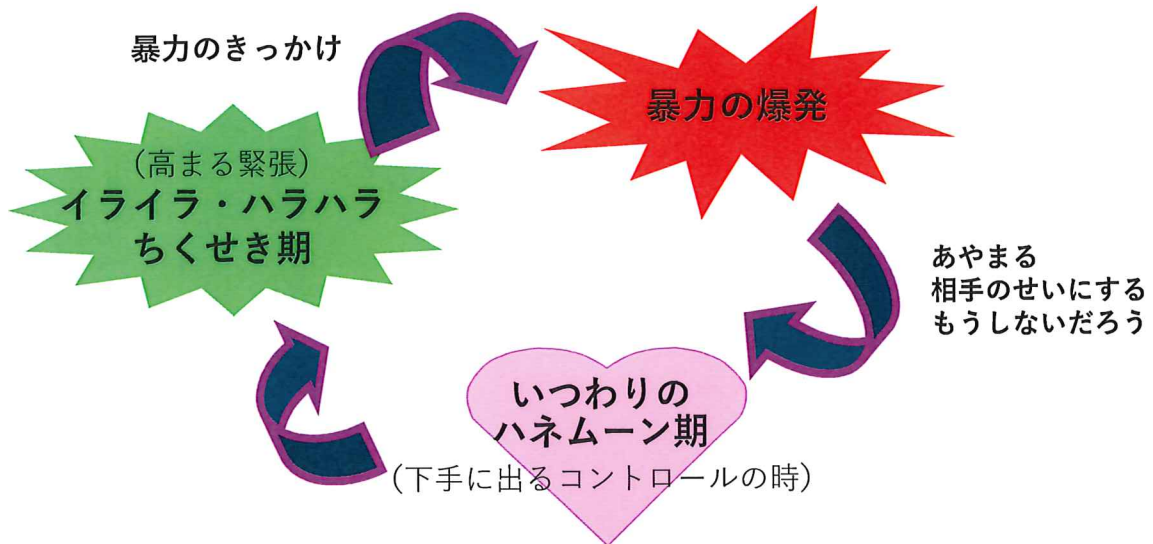
隣人・支援者





DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？

レノア・ウオーカーによるDVのサイクル(子どもも同じ)



洗脳 (マインドコントロール) の怖さ

- **アメとムチでの支配**



恐怖の中の、ちょっとしたやさしさは、「忘れられない甘さ」

- 彼が優しくなる時には、
やっぱり彼は「いいひと。優しい人、私を愛してくれる」と思い
私が悪いから彼を怒らせてしまった思う



罪悪感と、自尊心の低下、無力感(何をやってもダメな私)



彼の言うことさえ聞いていれば良い

加害者夫の神格化＝絶対的な存在



DV・被害女性と子どもの心理



- 暴力による**学習性無力感**・自信の喪失
不安・恐怖・孤独・喪失感・寂しさ・罪悪感・恥
低い自尊心・怒り・**混乱**・経済的不安・不信感

<DVトラウマの影響>

PTSD・フラッシュバック・鬱・希死念慮・
乖離症状・自傷行為・睡眠障害・対人恐怖など
アルコール依存・買い物依存・摂食障害・恋愛依存な
どの嗜癖行動：**生き延びるための「アディクション」**



外傷性の絆

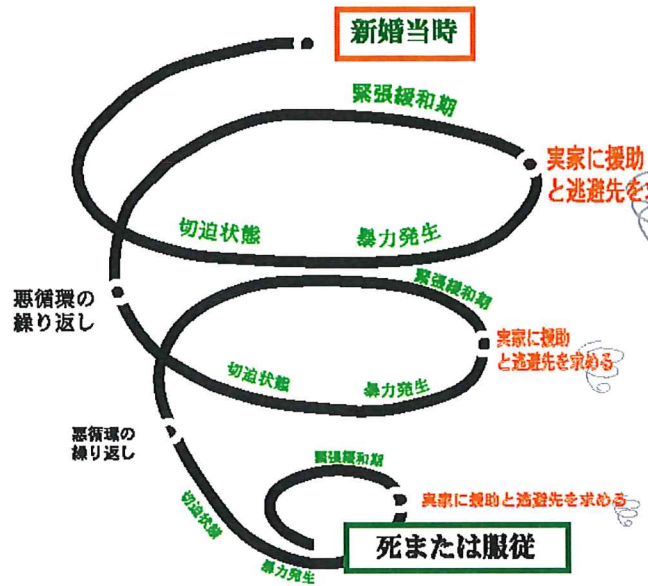
(トラウマチック・ボンディング)



- **虐待者と救済者が同一人物**
やさしさや、理解、不安や恐怖からの開放を渴望する。
適切なタイミングで、慰めを提供してくれる人に感謝するようになる。
- **愛と虐待を混同する。**
「おまえのために、やっているんだ」
- **加害者との親密な関係を保つ**
加害者と密接な関係を保てば自分の身は安全であることに気づく。
加害者の機嫌を損ねなければ安全。
加害者のゆがんだ見方に同化することで葛藤を緩和する。



暴力の渦巻き



Defied Spring of Violence
 © Ajun & Puzillo Laboratory Institute on Domestic Violence, March 2003
 ajun@nishi.kyushu-u.ac.jp www.epidhi.org/ajun@nishi.kyushu-u.ac.jp Tel: 415-054-0088 #015
 LANGUAGE: Japanese



NOVA 682772727
 Saya-Saya

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは?

【暴力の種類】

- ◎ 身体的暴力 (殴られる、蹴られる、物を投げられる)
- ◎ 社会的暴力 (交際を制限される、許可が必要)
- ◎ 経済的暴力 (「オレの稼いだ金だ」と言われる、借金の強要、収入が知らされない)
- ◎ 性的暴力 (合意の無いセックス)
- ◎ 精神的暴力 (モラルハラスメント、蔑み、威嚇、理不尽な行為)

すべての暴力の背景に精神的暴力がある
子どもも同じ被害を受けている





DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？

【モラルハラスメント】

- コントロールされている女性は、なかなかそれに気づけない。

→自分の努力が足りない、自分のせいだと思い込まされている。

- コントロールされていると、人間関係に「支配・被支配」のパターンをつくる（友人、職場、子どもとの関係など）

→支配・被支配の再生産がされる。



イギリスで、モラハラが懲罰化 ＜懲役5年＞

Five year prison sentence for 'psychological bullying' within relationships

Jen Mills for Metro.co.uk Sunday 27 Dec 2015 12:46 pm

f t g+ 2.4k



イギリスではこのほど、いわゆる“DV防止法”の一部が「モラルハラスメント(以下モラハラ)により相手の心を折り続けてきた者には懲役5年」と改正された。この動きは世界にも飛び火しているもよう。いよいよモラハラが法で罰せられる時代となったようだ。



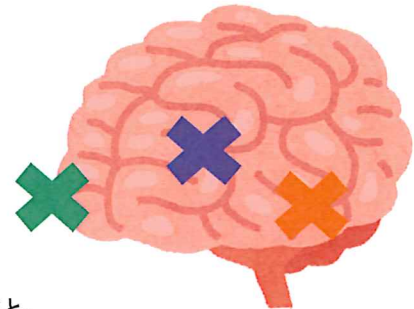
★DVの子どもへの影響

「マルトリートメントが子どもの脳を傷つける」

(福井大学子どものこころの発達研究センター友田明美教授・医学博士)

- 被性的虐待者の脳：視覚野容積 ↓
- 被暴言虐待者の脳：聴覚野容積 ↑
- 被厳格体罰経験者の脳：感情や理性などをつかさどる右前頭前野内側部容積 ↓

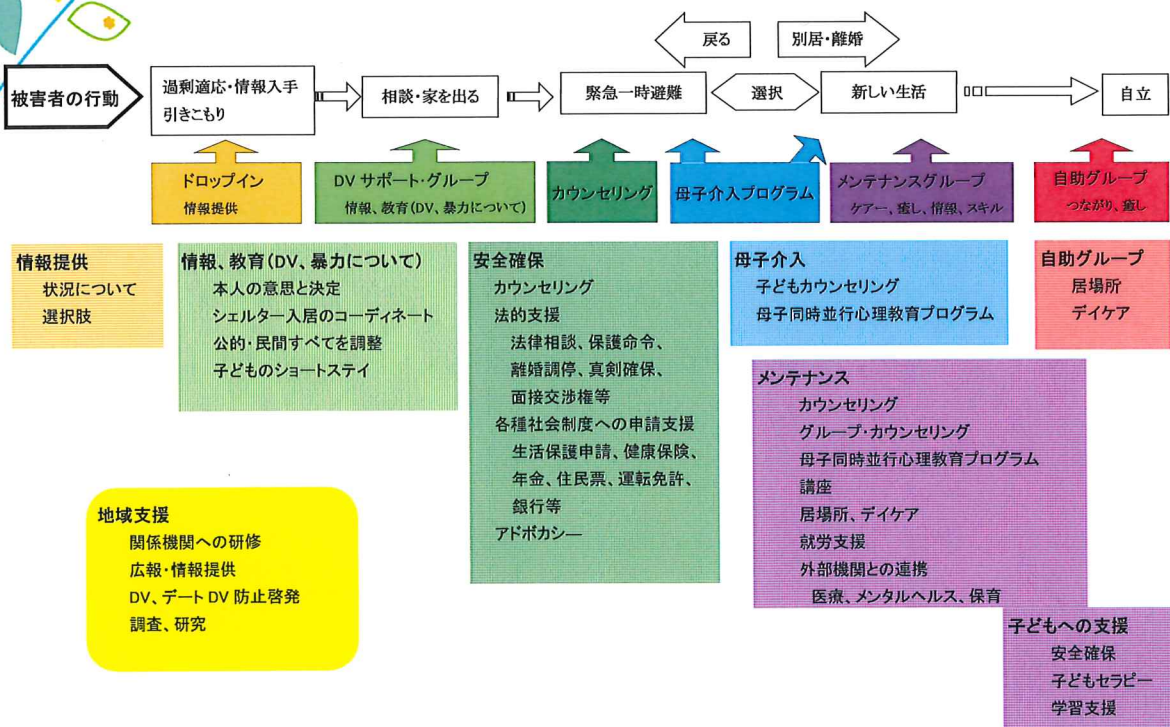
暴言は、身体的暴力の6倍もの影響



詳細は、友田明美著「子どもの脳を傷つける親たち」NHK新書を参照のこと。

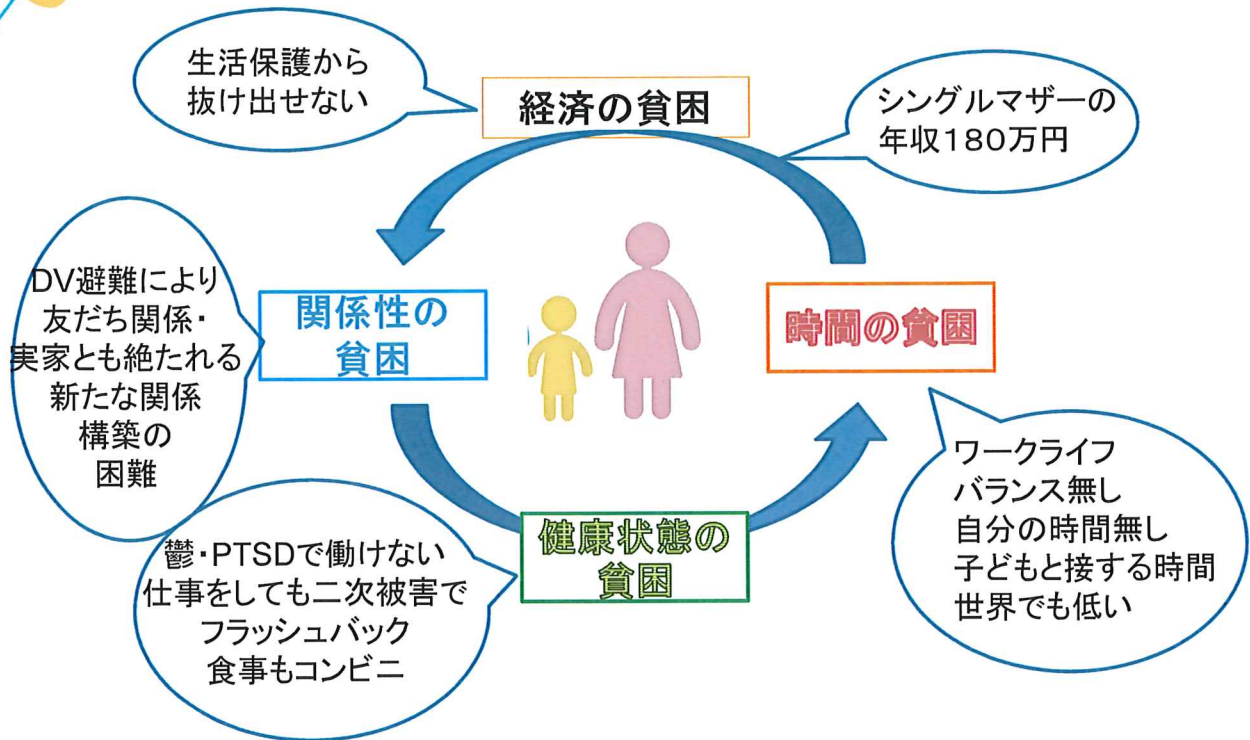


◆被害者支援の体系図





支援を通して見えてきた DV被害女性と子どもの貧困



DV支援国際スタンダードを 批准できる国に！

- 女性支援の国際スタンダード「イスタンブール条約」
欧州評議会(47カ国)

女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止およびこれとの闘いに関する条約(2011年)

・第3条

d「女性に対するジェンダーに基づく暴力」とは、女性であることを理由として女性に向けられる暴力または女性に不均衡に影響を及ぼす暴力をいう。

・第4条—基本的権利、平等および差別の禁止

女性と男性間の平等の原則を国内の憲法または他の適当な法律に掲げ、かつこの原則の実際の実現を確保すること。

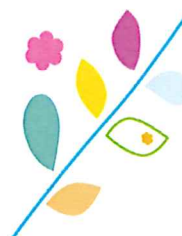
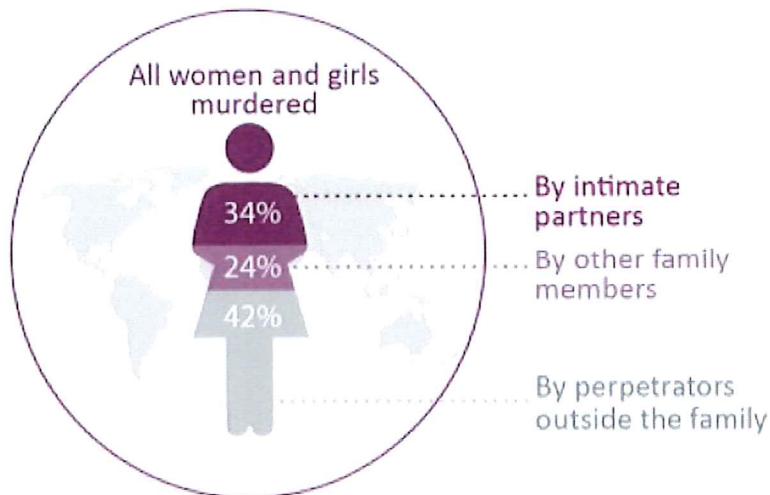
- <https://www26.atwiki.jp/childrights/pages/36.html>



女性にとって最も危険なのは「家族」だった。 DVの深刻さが浮き彫りに

(国連 調査結果2018・11・25)

- 2017年に殺された女性約8万7000人のうち、58%が親もしくは家族から殺害された

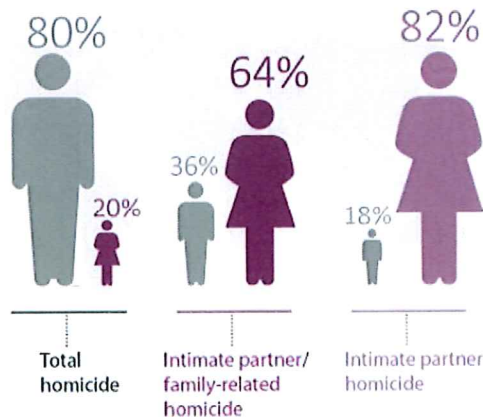


女性に対する暴力は 「世界中にまん延している病だ」

アントニオ・グテーレス国連事務総長

- 女性に対する暴力は、基本的人権の問題です

Although women and girls account for a far smaller share of total homicides than men, they bear by far the greatest burden of intimate partner/family-related homicide, and intimate partner homicide.



https://www.huffingtonpost.jp/2018/11/26/dv-most-common-killer-of-women_a_23601797/?ncid=newsletter-Japan%2020181128&utm_campaign=newsletter_Japan%2020181128



今後の提案（現場からの声）

- 教育は
暴力防止教育の義務化を（韓国では2006年から実施）
- 司法は、
 - ・DV罪を制定→加害者への暴力防止更生プログラムを義務化
 - ・面会交流は、子どもの意思を尊重し、加害者更生プログラムと、児童精神科医・セラピストなどの専門家チームによる専門的な判断で安全に合わせる専門機関を！
 - ・精神的暴力も範疇に入れた裁定を！
 - ・養育費の義務化を！
- 専門機関は、
裁判所・警察・行政・民間など、DV・虐待に関わる専門機関は、「60時間の共通な専門的教育の実施」を！
- DV/虐待に特化した専門的ワンストップシステムの構築を目指して
官民協力して検討委員会を発足して欲しい。
→子どもと女性を縦割りではなく、横につなぐシステムが必要！
→しつけという名の暴力を禁止する法律を！

千葉県野田市DV・虐待事件についての声明

2018年2月13日

特定非営利活動法人全国女性シェルターネット

全国女性シェルターネットは、1998年、サポートシェルター等の運営を活動の柱とするDV被害当事者の支援に関わる民間団体の全国ネットワークとして設立されました。現在67団体がネットワークをつないでいます。団体設立当初より、年1回の全国シンポジウムを開催し、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律」の制定および3次にわたる法改正と関連諸法の運用改善に取り組んでまいりました。

女性と子どもに対するあらゆる暴力の根絶を目指す立場から、千葉県野田市の少女が虐待死させられた事件について、以下の通り表明いたします。

一、この事件は典型的なDV犯罪です。

DVという暴力支配のある家庭では、直接・間接を問わず、家族の構成員すべてが暴力支配にさらされます。とくに、子どもの被害影響には深刻なものがあります。「DV家庭には虐待あり、虐待の陰にはDVあり」。DVと虐待をひとつながりのものにとらえ、女性と子どもを連動して守る支援システムが必要です。

一、DV被害の渦中にある当事者が、どのような心身の状況にあるかを理解する必要があります。

DV被害は、別居や離婚など、支配の関係が変化するとき、最も過酷で危険な状況になることが知られています。容疑者と妻は、一度離婚した後、再婚しています。以前にも増して、DV支配が過酷になっていたことが容易に推察されます。DV加害者は、妻が最も大切にする子どもを痛めつけることで、支配と拘束を強めていきます。こうして、妻は子どもの虐待を止めるどころか、加害者の手足となって子どもを監視せざるを得ない状況におかれるのです。

母親なのだから命に代えても子どもを守るべきだという神話は通用しません。暴力支配下にある母親が子どもを守ることは至難の業なのです。

一、糸満市、野田市の関係機関は、DV虐待事案としての緊急対応を含む連携をとるべきでした。

糸満市と野田市双方の関係機関、学校、教育委員会、児童相談所、警察、市役所、医療機関等は、DV被害に気がついていたにも関わらず、それぞれの立場からばらばらの対応をしたことによって、母親と子ども双方の支援を実現することができませんでした。連携の欠如が、子どもの命を奪ったのです。これらの機関が、必死に助けを求める

子どもや女性の声を封じてしまいました。その責任は重大です。暴力の現場から、まず、被害当事者を安全な場所に保護することが何をさておいても命を守るための優先課題です。

親族からの訴えがあったとき、糸満市はDV被害者としての母親に対して、迅速に支援を開始すべきでした。同時に、子どもたちの安全を確保すべきだったのです。

国は、DV虐待事案への連携対応マニュアルを作成し、周知・徹底するとともに、継続的な職員研修を実施する義務があります。

一、少女の母親は、まず、保護されるべきDV被害当事者であり、決して逮捕されるべき容疑者などではありません。加害者による全人格的な支配の下で服従するしかなかった被害者が、一方的に批難されることがあってはなりません。

一、私たちは、今こそ国が、DV・虐待の根絶に向けて、DVと虐待を一体のものとして対応する支援システムの整備と、DV防止法の改正を含む抜本的な制度改善への着手を強く求めます。

「加害者対応」の問題点 ～支配に暴力は必須ではないことを知ってほしい～

神奈川県弁護士会
弁護士 斉藤 秀樹

(お断り)

※現時点での報道ベースでの検討

捜査を尽くし、公判を経て、さらに様々な調査がなされた結果
前提となる事実が違う可能性もある。

◆虐待加害者対応を強化すればいい??

児相や学校、教育委員会の対応に疑問があることは事実。しかし、強行に迫る加害者への対応として、警察OBの配置、弁護士の常駐で解決するのか。

本件はその場で一時保護を解除しているわけでもないし、(囑託)弁護士に相談すらしていないのだから、児相も学校も圧力は感じながらも恐怖は感じていなかったのではないか。学校はともかく、児相は、一時保護をした保護者からの苦情は日常的なところで、親が怒鳴り込んできたから判断が歪むとは考えにくい。

したがって、警察OBや弁護士の配置で対策、というのは形だけの対応に過ぎない。

◆加害者像

では、何故児相は一時保護を解除したのか。怒鳴ったり暴れたりしないのに、学校はアンケートを開示したのか。

虐待親というと、いかにも暴力や暴言、大声出して強談威迫・・・というイメージがある。しかし、写真の加害者はどうか?職場での評判は穏やかな人、近所でも礼儀正しいと、二面性を上げる報道もある。

しかし、実は、典型的なハラスメント加害者だったと思われる。

ハラスメント加害者に共通することは、対等な人間関係を築かないということ、身近な人間関係を、支配するか従属するか、上か下かという縦の関係性の中でしか把握せず、その関係の中で支配者として君臨することで存在する。

家庭の中では、絶対的な支配者であり続け、児相や学校との関係でも同様に、独りよがりな観点から弱みにつけ込み、支配・コントロールしていく。そこには、実は暴力や暴言もいらない。ちょっとすごんで見せれば十分なのである。実際、児相も学校教育委員会も無抵抗になってしまった。

こうした加害者との関係性の特性を前提としないと、同様の被害は食い止められないのではないか。

◆支配とコントロールがハラスメントの本質

身近な人間関係を支配し、意のままにコントロールしようとするのがハラスメント加害者の特性であり、この手の加害者は、家庭ではDV、職場ではパワハラ・セクハラ、学校ではアカハラ、さらに若年層ではデートDVといった形で登場する。

注意すべきことは暴力(特に身体的暴力)は必須ではないことだ。

あえて暴力に及ばなくても関係性を支配できるからである。暴力がないからハラスメントではない、たいしたことはないというのは誤りである。このことを本件は明らかにしたいと思う。

ハラスメント加害者にとって暴力は、支配するための道具に過ぎないことを見誤ると、被害の認知発見が遅くなり、被害者の救済が困難になる。

◆後手に回った支援？ ではなく、DVを過小評価

実際、糸満市ではDV事案としての認識がなされていたようである。しかし、経済的DV、束縛や監視（社会的DV）は強烈であっても身体的暴力がなかったとして、「その程度の事案」という認識であったのではないか。少なくとも母親に対し弁護士相談などを促した様子はない。

また、野田市についても、母親が女性相談を受けたという経過が見られない。支援が途絶えている。DV被害を受けているという認識が女性相談担当課でどれだけあったのか疑問である。

そして、結果的に母親をDV被害者として保護できなかつたということは、母親の受けていたDVを過小評価していたのであろう（身体的DVはない、糸満ではひどかったかもしれないが、野田では被害がないなど）。しかし、DVをはじめとするハラスメントは関係性の問題であり、一時の行為（例えば特定の暴行行為など）が問題なのではない。支配とコントロールが及んでいる限り、継続しているし、時間が経過することで重篤になることの方が多い。少なくとも、過去にあったけど現在は大丈夫とはおよそいえないのがDVの特徴である。

そのようなことはDV被害者支援を担当している部署であれば当然に分かっているはずなのに、非常に残念だ。

◆不作為の幫助の問題点

母親の逮捕が多く、DV被害者やその支援者に衝撃を与えた。

虐待事案で暴行を阻止しなかった同居人（内縁関係など）が不作為の幫助犯として起訴されるケースは少なくない。裁判所の判断も必ずしも統一ではない。求められる作為義務も、単に口頭での制止に留まらず、体を張って交際相手の犯行を制止する義務と捉える傾向があり、だとすると作為義務違反が限定的に解釈される余地もあり、議論があるところである。

ただし、本件ではそもそも母親がDV被害者であったことをどう位置づけるかである。制止行為を尽くすことが可能であったのかという点が今後の焦点になるだろう。

心配なのは、法制度が虐待とDVを別枠で扱っている点である。

児童虐待防止法とDV防止法と区々の方で抑止を図っていることがDV被害者であっても子どもとの関係では加害者に加担したのではないかという見方を促しかねない。

実はすでにこうした誤解はDVの分野でもはびこっていて、著名な面会交流支援機関でも「DVは・・・子どもにとっては両親とも加害者です」と公言している有様である。DV加害者は家族全体を支配とコントロールしていることを見逃す誤った見方だ。家族の中のだれが支配者でだれが支配されているのか、それを正しく見極めることが大切だ。

糸満時代から長期間にわたって、支配されコントロールされていた母親にできることは相当限られていたのではないか。

◆今後のあるべき法制度

あらゆるハラスメントを禁止し・罰則を設けることに加え、暴力（身体的暴力＝有形力の行使）に限らないハラスメント・DVを軸にする法制度の構築が求められる。身近な人間関係を支配とコントロールするものがハラスメントの本質であることを見据え、法体系を見直す必要がある。

あらゆるハラスメントが安心して安全な生活を脅かす重大な人権侵害であることを明らかにすべきであろう。

以上

2月14日緊急院内集会 省庁への質問内容

宛先省庁	質問
警察庁	・児童虐待の案件で逮捕を実施する場合の基準はどの様なものか。DV という情報があった場合、どのように考慮して対応しているのか。明文化されたものがあればお示し願いたい
文部科学省	・DV が背景にある児童虐待の事案と思われる案件に関して、加害親に対する対応方法のルールなどがあるか。明文化されたものがあればお示し願いたい
厚生労働省	・児童虐待の案件の場合、背後にDVがあるかどうか、確認するようルール化されているか。されていないとすれば理由は何か。2017年、2018年に面前DVで児童を一保護している件数を示されたい
内閣府	・児童虐待とDVの関連について、男女共同参画支援センター相談員等の研修で取り上げているか
法務省	・DV法の保護命令を一步進めて、精神的DVを対象にすること、子ども独自の保護命令が発令できるようにすることの2点を拡充すべきと考えるかいかがか

●省庁出席担当者所属

- ・警察庁 生活安全局生活安全企画課
生活安全局少年課
刑事局捜査第一課
- ・最高裁判所事務総局 民事局付
- ・内閣府男女共同参画局 推進課暴力対策推進室

- ・文部科学省 初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
- ・法務省 民事局 矯正局 保護局 人事援護局
- ・厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 児童相談係
子ども家庭局 児童福祉専門官

以上 16名

2019年2月、(株)日本評論社より刊行!



離婚後の 共同親権とは何か 子どもの視点から考える

梶村太市・長谷川京子・吉田容子 / 編著

離婚後の
共同親権とは何か
子どもの視点から考える

梶村太市・長谷川京子・吉田容子 編



子どものため
になる決定が
できるの?

暴力を
振るう親の
場合は?

共同親権で
養育費は
ゼロに?

共同親権はあぶない!?
導入した諸外国の様々な経験に学ぶ

木村草太(憲法学者)
小川富之(オーストラリア家族法)
千田有紀(社会学者)と
家族問題に精通した弁護士が執筆

日本評論社

- 第1章 共同親権は何を引き起こすのか?
——映画『ジュリアン』を手掛かりにして…… 千田有紀(社会学者)
- 第2章 離婚後共同親権と憲法——子どもの権利の観点から
…… 木村草太(憲法学者)
- 第3章 「離婚後共同親権」を導入する立法事実があるか…… 齊藤秀樹
- 第4章 離婚後共同親権は子どもの利益とならない…… 可児康則
- 第5章 共同身上監護——父母の公平を目指す監護法は子の福祉を守るか
…… 長谷川京子
- 第6章 「共同」監護(親責任「分担」)を採用している国の経験
…… 小川富之(オーストラリア家族法)
- 第7章 「離婚後共同親権」選択法制の是非…… 渡辺義弘
- 第8章 民法と調停・審判等の双方からみた
離婚後共同親権立法化の危険性…… 梶村太市(元家裁判事)
- 第9章 子のための監護法制検討の要点…… 吉田容子

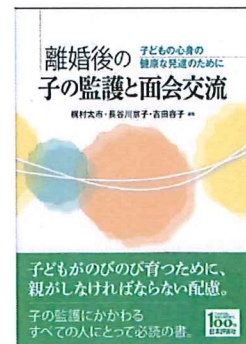
こちらをあわせてご覧ください!

離婚後の子の監護と面会交流 子どもの心身の健康な発達のために

2018年2月刊行

梶村太市・長谷川京子・吉田容子 編著

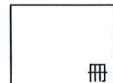
面会交流原則実施の弊害、共同監護の問題点を明らかにし、
子の心身の健康な発達にかなう制度運用のための方策を具体的に検討する。



必要事項をご記入の上、下記申込先まで郵送または、FAXでお申し込み下さい。書店ではお取り扱いできませんので、ご注意ください。

離婚後の共同親権とは何か 梶村太市・長谷川京子・吉田容子 編著

◆ 定価3,456円(税込・送料サービス) ◆ A5判並製 ◆ 日本評論社より、2019年2月刊



離婚後の子の監護と面会交流 梶村太市・長谷川京子・吉田容子 編著
◆ 定価2,592円(税込・送料サービス) ◆ 2018年2月刊



申
込
書

郵便番号

□□□□-□□□□ 〆住所

お名前

お電話

()

申込先

〒170-8474東京都豊島区南大塚3-12-4
(株)日本評論社 濱中 宛 TEL: 03-3987-8621



FAX: 03-3987-8590

※送料別添付資料